

成田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年11月 9日制定

令和 3年 7月 9日改正

令和 5年 3月 9日改正

成田市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市においては、平地と丘陵地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

また、農業従事者の高齢化と後継者・担い手不足は、本市においても深刻な問題であり、持続可能な力強い農業を実現するためには、人と農地の問題を一体的に解決していく必要がある。このため、それぞれの集落・地域において、農業者等の話し合いによる「人・農地プラン」の作成など、地域農業の将来を見据えた話し合いにより、担い手への農地利用の集積・集約化を推進するとともに、遊休農地の発生防止と解消、新規就農や参入の促進等により、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項に規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを生かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、本市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する千葉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する成田市の農業経営基盤の強化の

促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
設定時 (平成29年3月末)	7,030ha	836ha	11.89%
中間年の現状 (令和2年3月末)	7,018ha	824ha	11.74%
目標 (令和5年3月末)	7,006ha	812ha	11.59%

※管内の農地面積については、農地台帳による農地面積（平成28年9月末）を基準とし、農地転用等の実績により、「4ha減少する」と想定した。

※遊休農地については、平成28年度の農地利用状況調査で、草刈等で解消可能な遊休農地（約400ha）を基準とし、毎年1%（4ha）を解消することを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- ・推進委員の担当制及び農業委員との連携により、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査を行い、新規の遊休農地については、同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を行う。それぞれの調査については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

②関係機関等との連携による農地の利用関係の調整

- ・利用意向調査の結果を踏まえ、遊休農地の解消に向けて地域や関係機関と連携し、貸付けや耕作など、農業上の利用の増進が図られるよう、農地の利用関係の調整を行う。

③農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

- ・農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

④千葉県耕作放棄地再生推進事業等の活用

- ・市農政課との連携により、千葉県耕作放棄地再生推進事業等の活用を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率 (B/A)
設 定 時 (平成29年3月末)	6, 6 1 0 h a	2, 4 6 9 h a	3 7 . 3 5 %
中間年の現状 (令和2年3月末)	6, 5 6 0 h a	2, 4 8 6 h a	3 7 . 9 0 %
目 標 (令和5年3月末)	6, 5 8 3 h a	3, 5 5 4 h a	5 4 . 0 0 %

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とした。

※目標は、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年10月策定）」の数値とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

- ・人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに、積極的に取り組む。

②関係機関等との連携による農地の利用関係の調整

- ・市、農業センター、農協、土地改良区及び農地中間管理機構等と連携し、復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地等について、担い手への集積・集約や農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

- ・地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の再設定を促進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数 (法人) (新規参入者取得面積)
設 定 時 (平成28年度)	2人 2.4ha	1法人 3ha
中間年の現状 (令和元年度)	9人 6.08ha	3法人 1.92ha
目 標 (令和4年度)	18人 12.60ha	6法人 4.20ha

※過去3年間の新規参入実績を勘案し、毎年度、4経営体の新規参入、個人1経営体あたり0.7ha、法人1経営体あたり0.7haを目標とする。(累計値)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

- ・市、農業センター、農協、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、新規参入希望者（法人を含む。）の参入支援を行う。

②フォローアップ活動について

- ・農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の後見人的な役割を担い、営農指導や地域組織への加入促進など、フォローアップ活動を行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

成田市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、本市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力